

【介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税)】 横浜市(2級地)適用

サービス内容	1割負担	2割負担	3割負担	単位	サービス提供時間	基本単位
訪問看護 I-1	352円	703円	1,054円	316	1回につき 20分未満	313単位
訪問看護 I-2	526円	1,052円	1,578円	473	1回につき 30分未満	470単位
訪問看護 I-3	917円	1,833円	2,749円	824	1回につき 30分以上1時間未満	821単位
訪問看護 I-4	1,255円	2,509円	3,763円	1128	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1125単位
訪問看護 I-5(PT・OT・ST)*	659円	1,317円	1,975円	592	リハビリ 40分 293単位x2	293単位
訪問看護 I-5・2超(PT・OT・ST)*	891円	1,782円	2,673円	801	リハビリ 60分 264単位x3	264単位
介護予防訪問看護 I-1・時間内	340円	679円	1,018円	305	1回につき 20分未満	302単位
介護予防訪問看護 I-2・時間内	504円	1,008円	1,512円	453	1回につき 30分未満	450単位
介護予防訪問看護 I-3・時間内	884円	1,768円	2,652円	795	1回につき 30分以上1時間未満	792単位
介護予防訪問看護 I-4・時間内	1,212円	2,424円	3,636円	1090	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1087単位
介護予防訪問看護 I-5(PT・OT・ST)*	636円	1,272円	1,908円	572	リハビリ 40分 283単位x2	283単位
介護予防訪問看護 I-5・2超(PT・OT・ST)*	484円	968円	1,452円	435	リハビリ 60分 142単位x3	142単位
初回加算	334円	668円	1,001円	300	新規に訪問看護を提供した場合	
退院時共同指導加算	668円	1,335円	2,002円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	
緊急時訪問看護加算	639円	1,277円	1,915円	574	1月に1回算定	
特別管理加算Ⅰ	556円	1,112円	1,668円	500	1月に1回算定	
特別管理加算Ⅱ	278円	556円	834円	250	1月に1回算定	
長時間訪問看護加算	334円	668円	1,001円	300	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合	
ターミナルケア加算	2,224円	4,448円	6,672円	2,000	ターミナルケアを行った場合利用者死亡月に算定	
複数名訪問看護加算Ⅰ(30分未満)	283円	565円	848円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	
複数名訪問看護加算Ⅰ(30分以上)	447円	894円	1,341円	402		
複数名訪問看護加算Ⅱ(30分未満)	224円	447円	671円	201	1回につき看護師等と看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	
複数名訪問看護加算Ⅱ(30分以上)	353円	705円	1,058円	317		

\* PT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)による リハビリは上限は週120分迄となります。

夜間・早朝	朝6時～朝8時、夜6時～夜10時のサービスには、基本単位数に25%加算
深夜	夜10時～朝6時のサービスには、基本単位数に50%加算

※ 1ヶ月に2回目以降の緊急訪問について早朝・夜間、深夜の加算を算定します。

※ 「緊急時訪問看護加算」「特別管理加算Ⅰ・Ⅱ」は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

※ 単位の中にはサービス提供体制強化加算の3単位が含まれています。

《利用料負担額の計算方法》

- \* 地域単価(横浜市2級地:11.12) × 単位数 = 費用総額(1円未満切捨て)
- \* 1割負担の場合: 費用総額 - (費用総額 × 0.9(1円未満切捨て)) = 利用者負担額
- \* 2割負担の場合: 費用総額 - (費用総額 × 0.8(1円未満切捨て)) = 利用者負担額
- \* 3割負担の場合: 費用総額 - (費用総額 × 0.7(1円未満切捨て)) = 利用者負担額
- \* 実際の請求と料金表の合計とは、小数点以下の処理から誤差が発生する場合があります。
- \* 准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

【運営基準に定められたその他の費用】

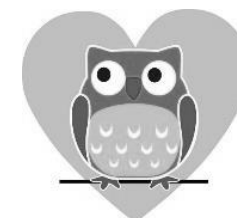
算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の公共機関の交通費は実費を負担いただきます。
	自動車を使用した場合の交通費は通常の事業実施地域を越えてから片道概ね1kmにつき100円を負担いただきます。

【介護保険対象外のサービス実施のご利用料(税込み)】

算定項目	サービス内容
在宅以外での訪問看護	1時間まで実費8,800円 2時間目以降はご相談に応じます。
死後の処置	亡なられた後処置と処置材料費込みで22,000円
その他オプション	ご相談に応じます。

キャンセル料	サービス利用日の前日まで	無料
	サービス利用日の当日	2,000円
	訪問までに連絡のない場合	全額
* 但し、ご利用者様の容態の急変など、緊急・やむを得ない事情がある場合は必要ありません。		
キャンセルは速やかな連絡をお願いします。		

連絡先 電話 045-788-4180



あうる訪問看護  
リハビリステーション

令和3年4月版